

岩手県告示第608号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年7月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 東陽設備株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市下似内第11地割56番地1
    - ウ 代表者の氏名 倉金孝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1794号
  - (3) 処分の内容 管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月20日付けで管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年7月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社川畑塗装店
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大只越町二丁目1番2号
    - ウ 代表者の氏名 川畑健治
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8249号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月4日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年7月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社伊藤弘建設
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市堀切第5地割21番地
    - ウ 代表者の氏名 伊藤弘久
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第8439号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月5日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年7月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社菊地工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市大釜中道123番地3
    - ウ 代表者の氏名 菊地健一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9044号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月20日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を

廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年6月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エスツー工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ四丁目14番33号

ウ 代表者の氏名 笹渡政幸

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20522号

(3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年6月28日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年7月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ナイス岩手ホーム株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通二丁目8番8号

ウ 代表者の氏名 前田力

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20851号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年7月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。